

施行規則	総則		

適 用	
--------	--

関連通達	J90034 H2.12.1 J94039 H6.10.12
------	-----------------------------------

J 8 5 0 1 5
事 務 連 絡
昭 和 6 0 年 6 月 3 日

各支部・支所長及び指定分室長殿

検 査 部 長

「その他の乗船者」の取り扱いについて

標記については、従来、旅客船として取り扱われるのを避けるため、意図的に旅客定員を12名とし、「釣人の餌の世話、食事の用意等」の名目で「その他の乗船者」を増やし、実質的に旅客定員を多くとる瀬渡し船が各地で見受けられた。しかし、「その他の乗船者」については、船舶安全法施行規則に関する細則1-4(2)に規定されているとおり、「釣人の餌の世話、食事の用意等」をする者は、その他の乗船者には該当せず、これらの者は「船員」となるので、今後、船舶所有者より「その他の乗船者」をとりたい旨申請がなされた場合は、上記細則を厳密に適用し、むやみに「その他の乗船者」を与えないようにし、また、「船員」とする場合についても、その業務内容について説明を求め適正なものであることを確認すること。

なお、すでに検査済の既存船で「その他の乗船者」の定員をとっているもので、「その他の乗船者」として不適正なものがある場合には、細則1-4(2)の趣旨を十分説明の上、自発的に出来るだけ早い時期に書換をするよう指導すると共に、どうしても船舶所有者が納得しない場合には、次回定期検査の際適正化することとされたい。

特殊基準等	サーフライダー		
検査方法	特殊艇		

適 用	
--------	--

関連通達	K84271 S59.12.28 K90095 H2. 3.20 K90096 H2. 3.20
------	--

K 9 0 0 9 7
 検 機 検 第 9 7 号
 平成 2 年 3 月 2 0 日

各 支 部 長 殿

検 査 部 長

推進機関付サーフライダー用船外機に係る
 船舶安全法施行規則第 19 条第 2 項第 4 号
 に係る船外機の確認について

平成 2 年 3 月 20 日付け検機検第 96 号「船外機を主機とする推進機関付サーフライダーに係る船舶安全法施行規則第 19 条第 2 項第 4 号の「指定した条件」について（平成 2 年 3 月 20 日検機検第 95 号関連）」に基づく確認については下記によることとされたい。また、推進機関付サーフライダー用船外機の予備検査を行った支部は、予備検査成績表（別紙参照）を提出させ、担当検査員がサインし返却のうえ、当該物件に必ず添付させて、次の受検支部に提出させるよう指導すること。

記

1. 「推進機関付サーフライダー（ 社製 型）用」であることについては予備検査成績表の「搭載可能な推進機関付サーフライダーの製造者名及び型式名」欄の記載事項と現に搭載しようとする推進機関付サーフライダーの型式名が一致していることを確認すること。
2. 「予備検査又は検定合格月」の確認については、当該機関の製造番号と予備検査成績表の製造番号を照合した上で予備検査成績表の予備検査合格月により確認すること。なお、船外機の合格月の確認の申し出を受けた支部は、昭和 59 年 12 月 28 日付け検機検第 271 号「船舶安全法施行規則第 19 条第 2 項第 4 号に係る船外機の

検査（又は検定）合格年月の確認について」の別紙（記 2 i）に定める金属ラベルを交付すること。

予備検査成績表
(推進機関付サーフライダー用船外機)

物件の型式名	
検査申請者の氏名 又は名称及び住所	
製造者の氏名又は 名 称	
製 造 番 号	
検 査 番 号	J C
連 続 最 大 出 力	P S
連 続 最 大 出 力 時 の 回 転 数	r p m
シリンダの数及び径	× mm
行 程	mm
検 査 の 基 準	推進機関付サーフライダー特殊基準
予 備 検 査 合 格 月	年 月
搭載可能な推進機関 付サーフライダーの 製造者名及び型式名	
備 考	

年 月 日

日本小型船舶検査機構

支部検査員 _____

各検査員配布

検査事務	発給業務		
施行規則	検査証書等		

適 用	
--------	--

J 9 8 0 4 2
事 務 連 絡
平成 1 0 年 5 月 1 9 日

各支部長 殿

検 査 部 長
企 画 部 長

用途を「遊漁船」とする船舶の取り扱いについて

船舶検査証書の用途欄の記載方法は、検査事務規程細則（以下「細則」という。）第4編 2-1-2(6)で準用する 1-2-2(9)に規定しているが、特に「遊漁船」については、支部によりその取り扱いに差が生じている向きがある（別紙参照）。

用途については、船舶所有者の申し出の用途として差し支えないこととなっている。また、釣り等の遊漁を行なう船舶については、海上保安部等の奨励により各地区に遊漁船組合と称する任意団体を結成し、船舶検査証書に記載する用途を「遊漁船」にしてきた等の経緯がある地区もある。しかしながら、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）の施行等に伴い、平成8年8月2日付け達第2号により細則を改正したことにより、用途を「遊漁船」にする場合の取り扱いが明確になっている。

また、機構の編集する年度毎の検査統計表についても関係する外部団体から「遊漁船」の扱いを明確にして欲しいとの要望がある。については、第2回以降の定期検査の場合を含め、船舶所有者の了解を得た上で、今後、細則通り遊漁を業として行う船舶のみ用途を「遊漁船」とし、業として遊漁を行わない（個人で遊漁を楽しむ）船舶は、「釣船」又は「快遊船」として取り扱うようにされたい。

抽出条件：平成9年度中に終了した定期検査（1定及び2定以降船舶）の中で、用途が遊漁船、快遊船又は釣船であるもののうち旅客定員が5名以下の船舶を抽出

支 部	遊漁船	快遊船	釣船
札 幌	68	1	31
函 館	6		167
青 森	63		53
仙 台	20		1
秋 田	5	96	118
ひたちなか	21	10	123
千 葉	50		1
東 京	94		2
葉 山	70		61
新 潟	8		1
金 沢			2
浜 松	66		
沼 津	7		1
名古屋	12		3
鳥 羽	10		3
大 津	13		2
舞 鶴	22	2	3
大 阪	71	1	210
神 戸	8		
和歌山		513	
境	2	670	
玉 野	2		
広 島	1		540
尾 道	5	1	450
下 関	14	5	1,017
高 松	44		1,190
松 山	12		657
高 知	11		1,000
福 岡	10		3
長 崎	35	30	1
三 角	152	139	616
大 分	202		569
鹿児島	138		1,354
沖 縄	170		
計	1,412	1,468	8,179

注：上表はC I Sデータの抽出結果であり、遊漁船の全てが不適当なものではないが、少なくとも一部の船舶は遊漁を業としてい